

浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書に係る補正書の提出について

2010年4月27日

当社は、2009年10月16日に経済産業大臣に提出した、放射性廃棄物固化装置の固化材変更に伴う原子炉設置変更許可申請書について、本日、以下の内容の補正書を経済産業大臣に提出しました。

(放射性廃棄物固化装置の固化材変更に伴う原子炉設置変更許可申請の内容は[こちら](#))

今後、今回提出した補正内容も含め、国において、引き続き安全審査^{※1}が行われます。

主な補正の内容は次のとおりです。

(1) 廃止措置計画に関する認可を受けたことによる反映

2009年11月に、国から1,2号機の廃止措置計画認可を受けたことから、廃止措置主任者の選任に関する事項等を反映しました。

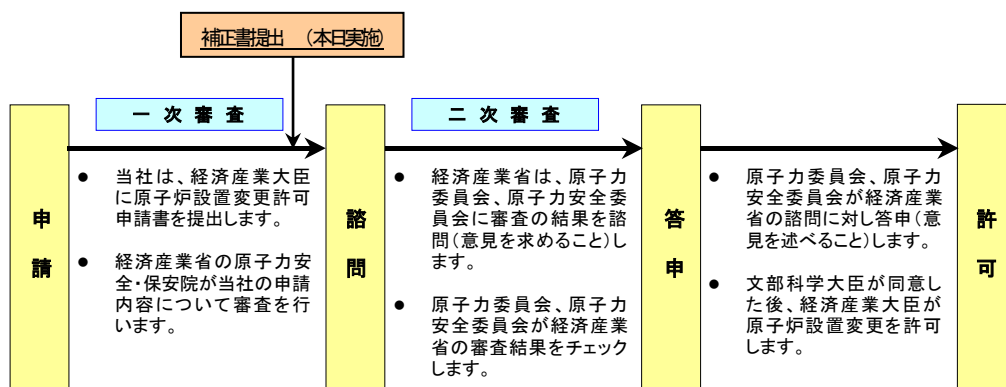
(2) 設計方針の明確化

原子力安全委員会が定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」のうち、「火災に対する設計上の考慮」、「信頼性に関する設計上の考慮」および「放射線業務従事者の放射線防護」に関する適合性について記載し、設計方針の明確化を図りました。

(3) 記載の適正化

当該固化装置は発電所共用設備であり、「共用固化装置」とする等、記載の適正化を図りました。

※1 安全審査(一次審査、二次審査)を含め、原子炉設置変更許可申請から許可までの流れは下図のとおりです。



以上